平成２１年（フ）第１２１７号
堺市西区神野町１丁２番26号
債務者　田上　清香
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２３３号
堺市北区新堀町２丁81番地７　プリメール新堀102号、前住所堺市北区奥本町１丁203番地プラムアビデ奥本102号
債務者　坂田　沙織（旧姓湊元）
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２３５号
堺市堺区櫛屋町東３丁１－３　泉マンション401号室、住民票上の住所堺市堺区神南辺町２丁76番地１　メゾンドール堺1106号
債務者　松本　和也
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２３６号
堺市堺区櫛屋町東３丁１－３　泉マンション401号室、住民票上の住所堺市堺区神南辺町２丁76番地１　メゾンドール堺1106号
債務者　松本　愛樹
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２８７号
堺市南区桃山台２―14―14、住民票上の住所大阪府吹田市津雲台６丁目22番３号
債務者　山本　光明
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３００号
堺市東区白鷺町３丁18番Ｃ棟２―407　戸田君代方、前住所堺市東区白鷺町１丁24番11―102号
債務者　畑部貴美子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３０３号
堺市南区原山台３丁１番２―507号
債務者　稲田　保子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３２２号
大阪府松原市立部１丁目124番の２　エフォート松原103号室、前住所大阪府羽曳野市古市６丁目23番７―101号
債務者　田浦　直美
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３４４号
大阪府富田林市清水町３番６―706号
債務者　安村左官工業所こと　安村　隆夫
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９０号
松江市西嫁島３丁目５番12号　レオパレス西嫁島206
債務者　岩佐　昭子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１３号
岡山県倉敷市玉島乙島6122番地65
債務者　大釜　一男
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１７８号
福島県いわき市平北白土字ネキ内９番地の２
債務者　佐藤のり子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１９５号
福島県いわき市勿来町窪田小島７番地の13　プリムローズＢ―102
債務者　緑川須美子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１９６号
福島県いわき市泉ケ丘一丁目15番地の１
債務者　荒川シズイ
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第４２５号
新潟県新潟市中央区本町通９番町1334番地　レオパレスウッディーベル206号、住民票上の住所新潟県新潟市中央区東大畑通１番町668番地　東大畑コーポラス１－Ｂ号
債務者　大谷　広幸
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８９号
新潟県上越市大字米岡2029番地の２、前住所新潟県上越市大字岩木507番地11　コーポハピネス２－Ｂ号
債務者　深澤　智則
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
新潟地方裁判所高田支部